

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用の弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、「役員等」とは、会長、副会長、専務理事、理事、監事及び評議員をいう。

- 2 この規程において、「費用」とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。
- 3 報酬と前項の費用は、明確に区分する。

(報酬等の区分)

第3条 役員等のうち、会長、副会長及び専務理事には、勤務形態に応じて、次の報酬等を支給する。

- (1) 会長及び副会長については、報酬を支給する。
- (2) 専務理事については、報酬及び賞与を支給する。

(報酬等の金額の算定方法)

第4条 前条に規定する報酬等の額は、報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 2 報酬については、別表1に定める額とする。ただし、専務理事の報酬は、愛知県の職員の給与に関する条例（以下「県職員給与条例」という。）の規定を準用し、県職員給与条例に定める給料、管理職手当及び地域手当とする。
 - (1) 給料の月額、県職員給与条例に定める行政職給料表を準用する。なお、適用する職員の区分及び職務の級は、再任用7級とする。
 - (2) 管理職手当の金額は、前号に定める給料の月額に100分の25を乗じた金額とする。
 - (3) 地域手当の金額は、第1号及び第2号に定める額の合計に100分の10を乗じた金額とする。
 - (4) 前各号に定める額について給与の抑制措置が実施された場合は、本会職員の例による。
- 3 賞与については、県職員給与条例の規定を準用する。なお、同条例に定める再任用職員の期末手当及び勤勉手当を別表2のとおり、賞与として支給する。
- 4 この規程において準用する県職員給与条例の改正により、給料の金額及び管理職手当、地域手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合に関する規定が改正された場合は、改正後の規定に基づく金額及び割合を準用する。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長、副会長及び専務理事に対する報酬等の支給方法については、本会職員の例による。

(費用)

第6条 役員等の職務の遂行に当たって負担した費用については、本会諸規程に基づき、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払う。

2 専務理事には、通勤に要する交通費を支給することができる。支給する金額は、本会職員の例により算定し、第4条に定める報酬とともに支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程を社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うこととする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。
- 2 専務理事の給与に関する規程は、廃止する。

別表1 報酬

会長	月額 200,000 円
副会長	月額 10,000 円
専務理事	月額 491,837 円

別表2 賞与

区分	6月期	12月期
期末手当	算定基礎額×0.65月	算定基礎額×0.8月
勤勉手当	算定基礎額×0.4月	算定基礎額×0.4月

※算定基礎額は、県職員給与条例の規定に準じて算定する。ただし、役員等段階別加算割合は100分の20、管理職加算割合は100分15とする。